

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による。

損害賠償の和解について

立川市は、平成 29 年 2 月 16 日に提供した給食を原因とする立川市立小学校 7 校において発生した集団食中毒（以下「本件食中毒事故」という。）の原因となったキザミのりの製造者である株式会社東海屋に対し、本件食中毒事故による給食の提供停止に伴い生じた損害の賠償金 10,219,611 円の支払いを求めたことについて、株式会社東海屋から当該賠償金の全額を支払う旨の申し入れがあったため、次により和解する。

記

1 和解の相手方

姫路市白浜町字万代新開甲 912 番地の 8

株式会社東海屋 代表取締役 田 中 健 二

2 和解の内容

- (1) 株式会社東海屋は、立川市に対し、本件食中毒事故により立川市に生じた損害について、解決金として 10,219,611 円の支払義務があることを確認する。
- (2) 株式会社東海屋は、立川市に対し、前号に定める金員を、合意が成立した日から 1 か月以内に、立川市の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。
ただし、振込手数料は、株式会社東海屋の負担とする。
- (3) 立川市及び株式会社東海屋は、合意書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

合 意 書

立川市（以下「甲」という。）と株式会社東海屋（以下「乙」という。）は、平成 29 年 2 月、立川市立小学校において発生した食中毒事故（以下「本件食中毒事故」という。）により甲に生じた損害について、協議の結果、以下の通り合意した。

- 1 乙は、甲に対し、本件食中毒事故により甲に生じた損害について、解決金として金 10,219,611 円の支払義務があることを確認する。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を、本合意が成立した日から 1 か月以内に、甲の指定する下記銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

金融機関
種 類
口座番号
口座名義

- 3 甲及び乙は、甲乙間には本合意書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上合意成立の証として本合意書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙